

第65号議案

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に
関する条例

【目次】

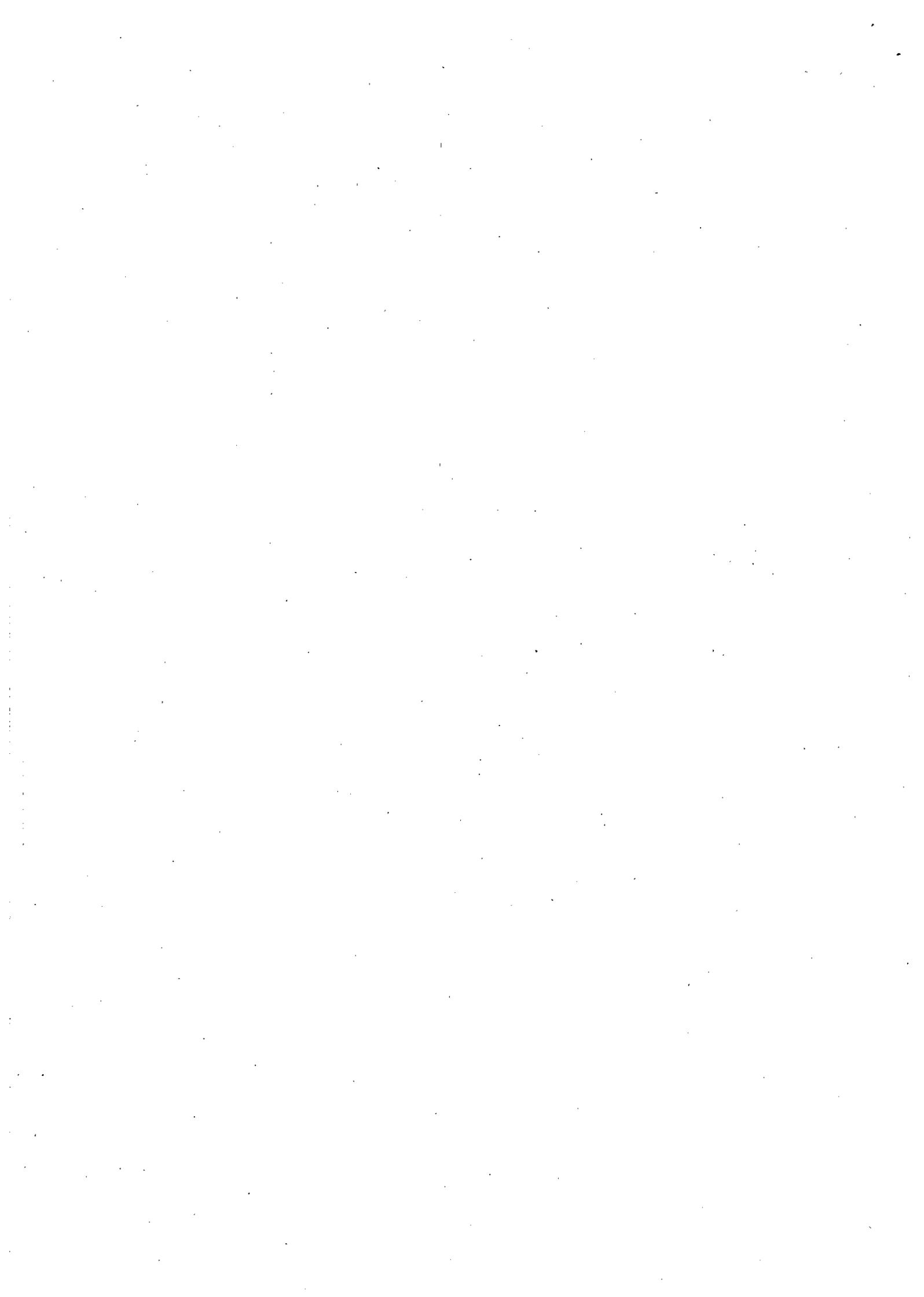
1	背景	1ページ
2	条例を制定する目的	1ページ
3	条例概要	1～2ページ
4	デジタル手続条例により実現できること（イメージ）	3ページ
5	行政手続オンライン化の取組み	4～5ページ

【参考資料】

1	他都市の行政手続オンライン化に関する条例の制定状況	6ページ
2	デジタル手続条例とデジタル手続法の比較	7～17ページ

情報政策推進室

令和4年6月



1 背景

長崎市における行政手続については、書面・対面での手続が多く存在することから、紙に手書きする手間や、郵送する手間、市役所へ出向いて手続する手間など、市民や事業者等は多くの手間を要している。

このような中、令和4年3月に策定した「長崎市DX推進計画」においては、「スマート市役所への変革」を基本方針のひとつに掲げ、行政手続のオンライン化を推進していくこととしており、市役所へ出向かなくてもスマートフォンやパソコンなどを使用して、自宅や職場から、24時間365日、様々な行政手続を行えるよう準備を進めている。

2 条例を制定する目的

国においては、法令により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その法令を個別に改正することなく、オンライン化を可能とするための通則法として、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）を定めている。

また、デジタル手続法は、自治体に対し、自治体の条例等により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その条例等を個別に改正することなくオンライン化を可能とするため、必要な措置を講ずるよう努力義務を課しており、デジタル手続法と同様の措置を求めている。

この趣旨を踏まえ、行政手続に係る特例を定めた「長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例」（以下「デジタル手続条例」という。）を制定することで、行政手続に関する条例・規則等を個別に改正することなく、オンライン化を可能とし、市民の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とする。

3 条例概要

(1) 対象手続

本市の機関等が定める条例等に基づく手続等※

※ 手続等：①申請等、②処分通知等、③縦覧等、④作成等

(2) 対象となる市の機関等

市長、その他執行機関（教育委員会、選挙管理委員会など）等

(3) オンラインによる手続等（第3条～第6条）

ア 手続等のオンライン規定

手続等のうち、個別の条例等で書面等により行うこととされている場合、その規定にかかわらず、オンラインにより行うことができる。

イ 署名等の代替規定

手続等のうち、個別の条例等で署名等が規定されている場合、その規定にかかわらず、マイナンバーカードの利用などをもって代えることができる。

ウ 手数料等のオンライン納付規定

申請等のうち、個別の条例等で使用料及び手数料の納付の方法が規定されている場合、その規定にかかわらず、オンラインにより納付できる。

エ 手続等の一部オンライン規定

対面による本人確認をするべき事情がある場合や書面等のうち原本を確認する必要がある場合など、オンラインによることが困難な場合は、当該部分以外についてオンライン化により行うことができる。

(4) 適用除外（第7条）

次の手続等は、本条例の適用除外とする。

ア 申請等に虚偽がないかどうかを対面で確認する必要があるもの

【例】選挙公報の掲載文の申請

イ 許可証や処分通知等の書面等を事業所に備え付ける必要があるもの

【例】営業許可証

ウ 他の条例等によりオンラインによる方法が可能であるもの

【例】市税の申告

(5) 添付書面等の省略（第8条）

申請等に際し、個別の条例等で添付することとされている場合、その規定にかかわらず、マイナンバーカードの利用などで、書面等で確認すべき情報を入手し、参照できる場合は、添付書類（住民票の写しなど）を省略することができる。

(6) 情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する状況の公表（第9条）

オンラインにより行うことができる行政手続の状況について、インターネット等の方法により、公表する。

(7) 施行予定日

公布の日

4 デジタル手続条例により実現できること（イメージ）

現 行

条例等により・・・

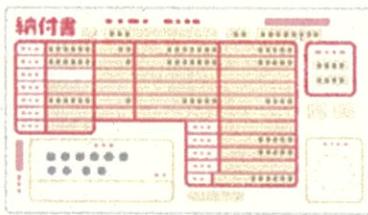
①書面・対面で行っている手続



②署名・押印を行っている手続



③納付書により納付している手続



④住民票等を添付している手続



デジタル手続条例施行後

条例等を個別に改正せずに・・・

①スマートフォンやパソコンから
手続ができるように！



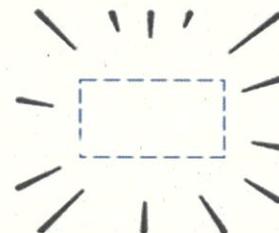
②マイナンバーカードで署名・押
印が省略できるように！



③クレジットカードによりオンラ
インで納付ができるように！



④マイナンバーカードで住民票等
の添付を省略できるように！



5 行政手続オンライン化の取組み

国が地方公共団体に対し優先的にオンライン化を推進すべきとしている54手続について、令和7年度までに順次オンライン化を進めていく。

(1) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

手続区分	オンライン化 実施状況
1) 図書館の図書貸出予約等	実施済
2) 文化・スポーツ施設等の利用予約	
3) 研修・講習・各種イベント等の申込	
4) 地方税申告手続 (e L T A X)	
5) 水道使用開始届等	
6) 港湾関係手続	順次 実施予定
7) 道路占用許可申請等	
8) 駐車の許可の申請	
9) 建築確認	
10) 粗大ごみ収集の申込	
11) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告	実施済
12) 犬の登録申請、死亡届	
13) 感染症調査報告	
14) 職員採用試験申込	
15) 入札参加資格審査申請等	
16) 入札	順次 実施予定
17) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求	
18) 消防法令における申請・届出等	

※ 記載の手続のほか、実現性や効果が高い手続から順次オンライン化していく。

(2) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

手続区分	オンライン化 実施状況	
ア 子育て 関係	1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	実施済
	2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出	
	3) 氏名変更/住所変更等の届出	
	4) 受給事由消滅の届出	
	5) 未支払の児童手当等の請求	

手続区分		オンライン化 実施状況
ア 子育て関係	6) 児童手当等に係る寄附の申出	実施済
	7) 児童手当に係る寄附変更等の申出	
	8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	
	9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴等の変更等の申出	
	10) 児童手当等の現況届	
	11) 支給認定の申請	
	12) 保育施設等の利用申込	
	13) 保育施設等の現況届	
	14) 児童扶養手当の現況届の事前送信	
	15) 妊娠の届出	
イ 介護関係	1) 要介護・要支援認定の申請	令和4年度 実施予定
	2) 要介護・要支援更新認定の申請	
	3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請	
	4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	
	5) 介護保険負担割合証の再交付申請	
	6) 被保険者証の再交付申請	
	7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請	
	8) 介護保険負担限度額認定申請	
	9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	
	10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	
	11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請	
ウ 被災者支援関係	1) 罹(り)災証明書の発行申請	順次 実施予定
	2) 応急仮設住宅の入居申請	
	3) 応急修理の実施申請	
	4) 障害物除去の実施申請	
	5) 災害弔慰金の支給申請	
	6) 災害障害見舞金の支給申請	
	7) 災害援護資金の貸付申請	
	8) 被災者生活再建支援金の支給申請	
関係 転入手続 工転出	1) 転出届	令和4年度 実施予定
	2) 転入予約	

〔参考資料1〕他都市の行政手続オンライン化に関する条例の制定状況

1 中核市（同規模）の制定状況

・14市のうち13市制定（令和4年4月1日時点）

都市名	条例名	施行日
柏市	柏市行政手続等情報通信技術利用条例	H18. 3. 29
富山市	富山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	R3. 3. 30
金沢市	金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	R2. 12. 16 R3. 3. 22 改正
岐阜市	—	—
豊田市	豊田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	H18. 3. 30
豊中市	豊中市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	H17. 4. 1
東大阪市	東大阪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	R4. 4. 1
尼崎市	尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例	R3. 9. 29
西宮市	西宮市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例	H17. 12. 27 R2. 3. 27 改正
倉敷市	倉敷市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	H17. 3. 25
福山市	福山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	H16. 9. 27
高松市	高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	H16. 12. 20 H30. 4. 1 改正
大分市	大分市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	H16. 3. 29 R3. 10. 1 改正
宮崎市	宮崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	H29. 12. 25

※中核市（同規模）・・・人口40万人台の中核市

2 長崎県内の制定状況

・13市のうち3市制定（令和4年4月1日時点）

都市名	条例名	施行日
佐世保市	佐世保市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	R3. 9. 1
大村市	大村市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	H26. 4. 1
壱岐市	壱岐市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	H29. 9. 27

※県は制定しているが、町（全8町）は未制定

〔参考資料2〕 デジタル手続条例とデジタル手続法の比較

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における情報通信技術を活用した行政手続を推進するため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 市の条例、規則等（市長その他の執行機関の規則、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程等をいう。）並びに長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第十七条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。</p>

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>第45号)及び長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成14年長崎県条例第58号)により市が処理することとされた事務について規定する長崎県の条例及び規則をいう。</p> <p>(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関(イにおいて「執行機関等」という。)</p> <p>イ 執行機関等の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められた職員</p>	<p>二 行政機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関</p> <p>ロ イに掲げる機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたもの</p> <p>ハ 地方公共団体又はその機関(議会を除く。)</p> <p>ニ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。へにおいて同じ。)</p> <p>ホ 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。へにおいて同じ。)</p> <p>ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人(地方独立行政法人を除く。)のうち、政令で定めるもの</p> <p>ト 行政庁が法律の規定に基づく試</p>

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>ウ 市の公の施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。</p> <p>(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合に</p>	<p>験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者</p> <p>チ 二からトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長</p> <p>三 国の行政機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 前号イ及びロに掲げるもの</p> <p>ロ 前号二及びへからちまでに掲げる者のうちその者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの</p> <p>四 民間事業者 個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。</p> <p>五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>六 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。</p> <p>七 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>八 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁</p>

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧</p>	<p>判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等を行う行政機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。</p> <p>十 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に</p>

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>に供することをいう。</p> <p>(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、市の機関等が別に定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の</p>	<p>供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。</p> <p>十一 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。</p> <p>十二 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。</p> <p>4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電</p>

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関等が別に定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって市の機関等が別に定めるものをもってすることができる。</p> <p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関等が別に定める場合には、市の機関等が別に定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第11条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。</p> <p>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。</p>

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、市の機関等が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の市の機関等が別に定める方式による表示をする場合に限る。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関等が別に定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるもの</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。</p> <p>2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p> <p>4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるもの</p>

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>がある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関等が別に定める場合には、市の機関等が別に定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</p>	<p>がある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</p>
<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第八条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。</p>
<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録</p>	<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第九条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うこ</p>

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関等が別に定めるものをもって代えることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして市の機関等が別に定めるもの</p> <p>(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき</p>	<p>とができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該作成等に関する法令の規定を適用する。</p> <p>3 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。</p> <p>一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるもの</p> <p>二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第1項、第七条第1項、第八条第1項又は前条第1項の規定に基づき行</p>

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>行うことが規定されているものを除く。)</p> <p>(添付書面等の省略)</p> <p>第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の市の機関等が別に定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ市の機関等が別に定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p> <p>(情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する状況の公表)</p> <p>第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政手続の推進に関す</p>	<p>うことが規定されているものを除く。)</p> <p>第三節 添付書面等の省略</p> <p>第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p> <p>(条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用)</p> <p>第十三条 地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</p> <p>第十六条 国の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該国の行政機関等に係る申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信技術を活用した</p>

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
<p>る状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。</p> <p>(委任) 第10条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。</p> <p>(政令への委任) 第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。</p>